

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 28 号

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則（昭和 39 年岩手県規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																																																								
1	<p>(登録価格)</p> <p>第11条 財産台帳、財産管理簿及び財産管理副簿（以下「台帳」という。）に登録すべき価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 法第238条第1項第6号に掲げる財産 額面金額（株式にあっては払込金額、社債にあっては当該社債の金額）</p> <p>(6) 出資による権利 出資金額</p> <p>(7) [略]</p> <p>別表第1（第10条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細目</th> <th>数量 単位</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">有価証券 その他</td> <td>国債証券</td> <td>口</td> <td rowspan="5"><u>特別の法令により、法人の発行する債券及び社債登録法の規定により、登録された社債を含む。</u></td> </tr> <tr> <td>地方債証券</td> <td>口</td> </tr> <tr> <td>株券</td> <td>株</td> </tr> <tr> <td>社債券</td> <td>口</td> </tr> <tr> <td>受益証券</td> <td>口</td> </tr> <tr> <td></td> <td>出資による権利</td> <td>口</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種別	細目	数量 単位	摘要	[略]				有価証券 その他	国債証券	口	<u>特別の法令により、法人の発行する債券及び社債登録法の規定により、登録された社債を含む。</u>	地方債証券	口	株券	株	社債券	口	受益証券	口		出資による権利	口		[略]				<p>(登録価格)</p> <p>第11条 財産台帳、財産管理簿及び財産管理副簿（以下「台帳」という。）に登録すべき価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 法第238条第1項第6号に掲げる財産 額面金額（<u>株式（出資による権利に該当するものを除く。）</u>にあっては払込金額、社債にあっては当該社債の金額）</p> <p>(6) 出資による権利 出資金額 <u>（株式にあっては、払込金額）</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>別表第1（第10条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細目</th> <th>数量 単位</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">有価証券 その他</td> <td>国債証券</td> <td>口</td> <td rowspan="5"><u>特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む。</u></td> </tr> <tr> <td>地方債証券</td> <td>口</td> </tr> <tr> <td>株券</td> <td>株</td> </tr> <tr> <td>社債券</td> <td>口</td> </tr> <tr> <td>受益証券</td> <td>口</td> </tr> <tr> <td></td> <td>出資による権利</td> <td>口 <u>（株式にあっては、株）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種別	細目	数量 単位	摘要	[略]				有価証券 その他	国債証券	口	<u>特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む。</u>	地方債証券	口	株券	株	社債券	口	受益証券	口		出資による権利	口 <u>（株式にあっては、株）</u>		[略]			
種別	細目	数量 単位	摘要																																																							
[略]																																																										
有価証券 その他	国債証券	口	<u>特別の法令により、法人の発行する債券及び社債登録法の規定により、登録された社債を含む。</u>																																																							
	地方債証券	口																																																								
	株券	株																																																								
	社債券	口																																																								
	受益証券	口																																																								
	出資による権利	口																																																								
[略]																																																										
種別	細目	数量 単位	摘要																																																							
[略]																																																										
有価証券 その他	国債証券	口	<u>特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む。</u>																																																							
	地方債証券	口																																																								
	株券	株																																																								
	社債券	口																																																								
	受益証券	口																																																								
	出資による権利	口 <u>（株式にあっては、株）</u>																																																								
[略]																																																										
2	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>																																																								

- (1) [略]
 (2) 課長等 次に掲げるものをいう。

ア 総合政策部にあっては政策推進課総括課長、地域振興部にあっては地域企画室長、環境生活部にあっては環境生活企画室長、保健福祉部にあっては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあっては商工企画室長及び観光課総括課長、農林水産部にあっては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあっては県土整備企画室長、総務部にあっては総務室長、管財課総括課長及び総合防災室長並びに出納局にあっては管理担当課長

- イ 議会議務局総務課長
 ウ・エ [略]
 オ 監査委員事務局総括監査監
 カ 人事委員会事務局職員課長
 キ 労働委員会事務局審査調整課長

- (3)～(6) [略]
 (合議)

第5条 次の表の左欄に掲げる事項については、同表の右欄に定める区分に応じ、それぞれ同欄に定める者に合議しなければならない。ただし、地方公所長にあっては、この限りでない。

合議事項	合議区分		
	総務部長	管財課総括課長	管財課管理担当課長
[略]			
8 財産の使用許可、貸付け又はこれに対する私権の設定（使用許可若しくは貸付けの期間が1週間以内又は使用部分が極めて小部分の使用許可及び貸付けを除く。）	[略]		

2 [略]

- (1) [略]
 (2) 課長等 次に掲げるものをいう。

ア 総合政策部にあっては政策推進課総括課長、地域振興部にあっては地域企画室長、環境生活部にあっては環境生活企画室長、保健福祉部にあっては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあっては商工企画室長及び観光課総括課長、農林水産部にあっては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあっては県土整備企画室長、総務部にあっては総務室長、管財課総括課長及び総合防災室長並びに出納局にあっては管理課長

- イ 議会議務局総務課総括課長
 ウ・エ [略]
 オ 監査委員事務局監査第一課総括課長
 カ 人事委員会事務局職員課総括課長
 キ 労働委員会事務局審査調整課総括課長

- (3)～(6) [略]
 (合議)

第5条 次の表の左欄に掲げる事項については、同表の右欄に定める区分に応じ、それぞれ同欄に定める者に合議しなければならない。ただし、地方公所長にあっては、この限りでない。

合議事項	合議区分		
	総務部長	管財課総括課長	管財課管理担当課長
[略]			
8 財産の使用許可、貸付け又はこれに対する私権の設定（使用許可若しくは貸付けの期間が1週間以内又は使用部分が極めて小部分の使用許可及び貸付けを除く。）	[略]		

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成21年4月1日から施行する。